

## 協議が調っていることの証明書

平成26年4月21日付け長久手市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

## 記

1. 協議が調っている路線又は営業区域  
・長久手市巡回バス（N-バス）  
中央循環線（右回り、左回り）、東部線、西部線（別添1のとおり）
2. 協議が調っている運行系統又は運行の区間  
中央循環線（右回り、左回り）、東部線、西部線の運行区間で、愛知医大敷地内の運行区間において、「愛知医大」のバス停を移設し系統を変更する。  
（別添2のとおり）
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件特になし

平成26年4月21日

長久手市地域公共交通会議

会長 松本 幸

